

「人権に関する市民意識調査」のご協力をお願い

市民の皆さまには、日頃から人権施策の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

高松市では、すべての市民の人権が尊重されるまちを目指し、様々な取組を進めています。

この「人権に関する市民意識調査」は、私たちのまわりにある様々な人権問題などについて、市民の皆さまの率直なご意見をお聞きし、今後の市の人権尊重を基本としたまちづくりの参考とさせていただくものです。

今回の調査は、高松市にお住まいの18歳以上の方の中から無作為抽出により3,000人をお選びし、この度あなたにお願いすることになりました。調査は無記名としていきますので、個人の回答内容が分かることはなく、また、この調査の目的以外に使用することはありません。

突然のお願いで誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、令和4年8月26日（金）までにご回答いただきますようお願いいたします。

令和4年（2022年）8月

高松市長 大西 秀人

回答に当たってのお願い

- ◇ 必ず封筒のあて名のご本人が回答ください。
- ◇ 回答は、「インターネット」又は「調査票（紙）の郵送」の、いずれかの方法で回答ください。
- ◇ インターネットにより回答する場合は、裏面をご覧ください。
- ◇ 調査票（紙）により回答する場合は、該当する項目の番号を○で囲んでいただき、記入が終わりましたら、同封の返信用封筒（切手は不要です）に入れて、郵便ポストへ投函してください。

この調査票に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

高松市番町一丁目8番15号（高松市役所7階）

高松市 市民政策局 人権啓発課

TEL：087-839-2292

FAX：087-839-2291

E mail：keihatsu@city.takamatsu.lg.jp

インターネット回答利用ガイド

1 回答用フォームにアクセス

◆スマートフォン

右のQRコードからアクセスしてください。

<読み取れない場合は、次のパソコン
と同じ方法でアクセスしてください。>



◆パソコン

本市ホームページの該当のリンク先からアクセスしてください。

公式ホームページ「もっと高松」 → 暮らしの情報 →
市の取り組み → 人権・男女共同参画 → 人権啓発 →
人権に関する市民意識調査 → 「令和4年度人権に関する
市民意識調査」

2 調査票IDを入力〔調査票IDは下記に記載〕

配布された調査票に記載のある調査票IDを入力してください。
※このIDは、インターネットと紙との重複回答を防止するため記載しているもので、個人を特定するものではありません。 **必須**

ID番号 0/8

下記に記載のIDを入力

3 回答用フォームの案内に従って回答

すべての設問に回答できたら、確認画面へ進み、必ず、最後に「送信」ボタンを押してください。

→ 確認画面へ進む 入力内容を一時保存する → ← 1つ前の画面に戻る → 送信

押す

※タブレット等のインターネット接続に伴うパケット通信料等は、回答者のご負担となります。ご了承ください。

調査票ID _____

※調査票IDは、重複回答を防止するためであり、個人を特定するものではありません。

人権に関する市民意識調査

人権とは

人権とは、「人が人らしく生きていくために社会によって認められている権利」であり、誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的権利です。

【人権意識】

問1 人権を身近なものと感じていますか。（○は1つだけ）

- 1 非常に身近に感じる
- 2 身近に感じる
- 3 どちらとも言えない
- 4 身近に感じない
- 5 まったく身近に感じない
- 6 わからない

問2 人権に関することについて、どのようにお考えですか。（○はそれぞれ1つだけ）

	強くそ う思う	そう 思う	どちら とも言 えない	そうは 思わな い	まった く思わ ない
①人権は、一部の人の問題ではなく、自分自身も含むすべての市民の問題である。					
②自分の権利ばかりを主張して、他人の人権を考えない人が増えてきている。					
③市民の人権への関心は、5年前に比べて高くなってきている。					

問3 人権に関する問題について、特に関心のあるものはどれですか。
(○はいくつでも)

- 1 同和問題（部落差別）
- 2 女性に関する問題
- 3 子ども(*)に関する問題
- 4 高齢者に関する問題
- 5 障がい者に関する問題
- 6 アイヌの人々に関する問題
- 7 外国人に関する問題
- 8 ハンセン病回復者に関する問題
- 9 HIV（エイズウイルス）・肝炎感染者に関する問題
- 10 刑を終えて出所した人に関する問題
- 11 犯罪被害者等に関する問題
- 12 インターネットによる人権侵害の問題
- 13 北朝鮮当局による拉致被害者及びその家族の人権問題
- 14 ホームレスに関する問題
- 15 LGBT（性的少数者）に関する問題
- 16 東日本大震災に伴う放射線被ばくについての風評被害
- 17 新型コロナウイルス感染症に関する問題
- 18 その他（)
- 19 特にない

(*) 子ども：児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）に基づき、
18歳未満すべての者

問4 2016（平成28）年制定された人権に関する法律について、どの程度知っていますか。（○はそれぞれ1つだけ）

	内容も 多少は 知って いる	聞いた ことが ある	まったく 知らない
① 部落差別解消推進法 〔部落差別の解消の推進に関する法律〕 （平成28年12月16日施行）			
② 障害者差別解消法 〔障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律〕 （平成28年4月1日施行）			
③ ヘイトスピーチ解消法 〔本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に 向けた取組の推進に関する法律〕 （平成28年6月3日施行）			

【人権侵害】

問 5 今までに自分の人権が侵害されたと思った（感じた）ことがありますか。（○は1つだけ）

- 1 ある → 問 5 - 1、2 へ
- 2 ない →
- 3 わからない → 問 6 へ

問 5 - 1 問 5 で 1 を選ばれた方にお尋ねします。
どのようなことで人権が侵害されたと思い（感じ）ましたか。
（○はいくつでも）

- 1 あらぬうわさや悪口などによる名誉や信用の侵害
- 2 公的機関や企業などによる不当な扱い
- 3 地域での仲間外れ、無理強いなど
- 4 家庭での暴力や虐待
- 5 人種、信条、性別、社会的身分又は門地による政治的、経済的、社会的関係における差別
- 6 プライバシーの侵害
- 7 職場でのいじめ・嫌がらせ（パワー・ハラスメント）
- 8 学校でのいじめ・嫌がらせ
- 9 性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）
- 10 その他（)
- 11 わからない

問 5 - 2 問 5 で 1 を選ばれた方にお尋ねします。
どのように対応しましたか。（○はいくつでも）

- 1 友だち、同僚、上司、教職員に相談した
- 2 家族、親戚に相談した
- 3 地域の自治会長や民生委員・児童委員に相談した
- 4 法務局、人権擁護委員に相談した
- 5 公的機関（県・市）に相談した
- 6 警察に相談した
- 7 弁護士に相談した
- 8 民間団体に相談した
- 9 相手に抗議するなど、自分で解決した
- 10 その他（)
- 11 何もしなかった

【同和問題（部落差別）】

問6 「同和問題（部落差別）」と言われる人権問題のことを初めて知ったのは、どのような状況でしたか。（○は1つだけ）

- 1 祖父母から聞いた
- 2 父母から聞いた
- 3 その他の家族から聞いた
- 4 親戚の人から聞いた
- 5 近所の人から聞いた
- 6 職場の人から聞いた
- 7 友人から聞いた
- 8 学校の授業で教わった
- 9 テレビ、ラジオ、新聞で知った
- 10 SNS等のインターネットで知った
- 11 書籍で知った
- 12 講演会や研修で知った
- 13 市や県の広報紙や冊子で知った
- 14 はっきり覚えていない
- 15 その他（ ）
- 16 同和問題（部落差別）と言われる人権問題の事をまったく知らない

問7 結婚や就職などで同和地区出身の人かどうかの身元調査を行うことについてどう思いますか。（○は1つだけ）

- 1 みんながやっているからやむを得ない
- 2 必要なことだ
- 3 必要ない
- 4 わからない

問8 仮に、次のような立場に立ったとしたら、あなたはどうしますか。（○はそれぞれ1つだけ）

① あなたの家族（お子さん、兄弟姉妹など）が結婚しようとする相手が、同和地区出身の人だとわかった場合

- 1 本人の意志を尊重し、結婚に賛成すると思う
- 2 たとえ家族や親戚の反対があっても、反対する人を説得するなどして、結婚できるように応援すると思う
- 3 不安であるが、本人の意志が強ければ仕方がないと思う
- 4 家族や親戚の反対があれば、結婚を考え直すように説得すると思う
- 5 結婚には反対すると思う
- 6 その他（ ）
- 7 わからない

② あなたが結婚しようとする相手が、同和地区出身の人だとわかった場合

- 1 自分の意志を貫いて結婚すると思う
- 2 家族や親戚の反対があれば結婚しないと思う
- 3 結婚を断ると思う
- 4 その他 ()
- 5 わからない

③ あなたの職場や近所の人が、同和地区出身の人だとわかった場合

- 1 これまでと同じように付き合いと思う
- 2 表面的には付き合いが、何となく気をつかうと思う
- 3 付き合いはやめてしまうと思う
- 4 その他 ()
- 5 わからない

④ あなたの親しい友人が、同和問題（部落差別）について強い偏見を持っていることがわかった場合

- 1 偏見をただすように、努力すると思う
- 2 誤りは指摘するが、それ以上の努力はしないと思う
- 3 特に何もしないと思う
- 4 その他 ()
- 5 わからない

問9 同和問題（部落差別）に関することで、次のような問題があります。人権尊重の視点からみて、どれが特に深刻な問題だと思えますか。（○は3つまで）

- 1 結婚に周囲が反対する
- 2 就職・職場で不利な扱いをする
- 3 差別的な発言をする
- 4 差別的な落書きがある
- 5 結婚や就職などの際に身元調査を行う
- 6 インターネットに差別的な情報を掲載する
- 7 同和地区住民との交流や交際を避ける人がいる
- 8 同和問題（部落差別）の理解不足につけ込み、高額図書を売りつけるなどの「えせ同和行為」が横行している
- 9 その他 ()
- 10 特に問題はない
- 11 わからない

【注意】「同和地区」について

我が国では同和問題の解決に向けて、平成14（2002）年3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「同法」という。）が失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取組が進められてきました。

この調査の中で、「同和地区」という用語を使う場合、同法（平成14（2002）年3月失効）によって指定されていた対象地域を示しています。

【女性の人権】

問 1 1 女性に関することで、次のような問題があります。人権尊重の視点からみて、どれが特に深刻な問題だと思えますか。
(○は3つまで)

- 1 固定的な性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）
- 2 職場における昇給や昇進などの待遇の違い
- 3 家事や育児、介護などを男女が共同して行う社会の仕組みの未整備
- 4 ドメスティック・バイオレンス（配偶者・パートナーからの暴力）
- 5 職場や学校におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）
- 6 ストーカー（つきまとい）、痴漢行為
- 7 インターネットを介したリベンジポルノ(*)
- 8 買春、援助交際
- 9 アダルトビデオ、ポルノ雑誌などの性の商品化
- 10 内容に関係がなく女性のヌードや水着姿を掲載した雑誌や広告
- 11 その他（)
- 12 特に問題はない
- 13 わからない

(*)リベンジポルノ：元配偶者や元交際相手が相手から拒否されたことの仕返しに、相手の写真や動画など、相手が公開するつもりのない性的画像・動画を無断でインターネットなどに公開する行為。

問 1 2 女性の人権が守られるためには、どのようなことが特に必要だと思えますか。(○は3つまで)

- 1 男女同権の考えに基づいた教育・啓発活動を推進する
- 2 結婚、出産、育児、介護に関わらず、女性が仕事を続けられる環境を企業や事業所がつくる
- 3 企業や事業者が、採用や昇進などにおいて、男女の扱いを平等にする
- 4 行政が行う政策・方針決定に男女が平等に決定権を行使できる
- 5 性を理由とする犯罪の取締りや罰則を強化する
- 6 女性のための人権相談体制を充実する
- 7 マスコミ等が紙面、番組、広告などの内容に配慮する
- 8 男女が共に社会の担い手であるという共同参画の視点から、慣習やしきたりの見直しを行う
- 9 妊娠、出産等に関する健康支援を充実する
- 10 その他（)
- 11 特に必要なことはない
- 12 わからない

【子どもの人権】

問 1 3 子どもに関することで、次のような問題があります。人権尊重の視点からみて、どれが特に深刻な問題だと思えますか。
(○は3つまで)

- 1 保護者による子どもへの暴力や暴言、わいせつな行為、育児放棄（ネグレクト）などの児童虐待
- 2 大人が子どもの意見を聞かず、自分の意見を子どもに強制する
- 3 「子どもだから」という理由で、プライバシーを尊重しない
- 4 子どもによる暴力や仲間外れ、無視などのいじめ
- 5 教職員による言葉の暴力や体罰
- 6 不審者によるつきまといなど、子どもの安全をおびやかす行為
- 7 児童買春、児童ポルノ
- 8 暴力や性など、子どもにとって有害な情報の氾濫
- 9 家族等の介護や世話を担うヤングケアラー
- 10 その他 ()
- 11 特に問題はない
- 12 わからない

問 1 4 子どもの人権が守られるためには、どのようなことが特に必要だと思えますか。(○は3つまで)

- 1 子どもが健やかに育つよう、愛情豊かな家庭をつくる
- 2 子どもの人権について理解を深める教育・啓発活動を推進する
- 3 子どもにとって何が最も良いことなのかを常に考える
- 4 子どもの思いや考えが大切にされるなど、子どもの個性や自主性を尊重する
- 5 自分を大切にし、他人を思いやる心を持った子どもを育てる
- 6 学校において、いじめ防止の取組を強化する
- 7 教職員に対する研修を充実する
- 8 家庭、学校、地域の連携を強め、社会全体で子どもを育てる
- 9 企業や事業所が子育てしやすい職場環境を作る
- 10 子どもへの人権侵害に対して法的取締を強化する
- 11 子ども自身が安心して話ができる相談体制づくりを充実する
- 12 その他 ()
- 13 特に必要なことはない
- 14 わからない

子どもに関する人権について

核家族化や地域における人と人との希薄化などから、子どもへの虐待やいじめ問題が深刻化しています。住民が子どもへの虐待を発見した場合は「児童相談所」（香川県子ども女性相談センター 相談専用電話087-862-4152）への通告が義務付けられています。

また、学校でのいじめや不登校、社会での児童ポルノや児童買春などの重大な問題も発生しています。

【高齢者の人権】

問 1 5 高齢者に関する事で、次のような問題があります。人権尊重の視点からみて、どれが特に深刻な問題だと思えますか。
(○は3つまで)

- 1 経済的な自立が困難である
- 2 仕事やボランティアなどを通して自分の能力を発揮する機会が少ない
- 3 高齢者を子ども扱いやじゃま者扱いし意見や行動を尊重しない
- 4 判断能力が十分でない高齢者を狙った詐欺などの犯罪が多い
- 5 家族や介護者が嫌がらせや虐待をする
- 6 医療機関や福祉施設において、劣悪な扱いや虐待をする
- 7 建物の階段や道路の段差など、外出先での不便が多い
- 8 その他 ()
- 9 特に問題はない
- 10 わからない

問 1 6 高齢者の人権が守られるためには、どのようなことが特に必要だと思えますか。(○は3つまで)

- 1 高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できるよう、就業機会や生涯学習、ボランティア活動の機会を増やす
- 2 高齢者に対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する
- 3 幅広い分野で高齢者和其他の世代との交流を促進する
- 4 高齢者を狙った犯罪の防止など、高齢者の安全や権利を守る取組を強化する
- 5 高齢者に対する虐待などの防止策を徹底する
- 6 建物の階段や道路の段差を解消するなどバリアフリーを進める
- 7 高齢者のための人権相談体制を充実する
- 8 その他 ()
- 9 特に必要なことはない
- 10 わからない

高齢者に関する人権について

高齢化に伴って介護を必要とする人が増加するなか、高齢者に対する身体的・精神的虐待や介護放棄、財産権の侵害などが発生しています。高松市では、地域包括支援センター(087-839-2811)において高齢者に関する様々な相談を受け付けています。

また、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者についての理解を深めることが必要です。

【障がい者の人権】

問 1 7 障がいのある人に関することで、次のような問題があります。人権尊重の視点からみて、どれが特に深刻な問題だと思えますか。
(○は3つまで)

- 1 就職・職場で不利な扱いをする
- 2 スポーツ活動や文化活動に自由に参加できない
- 3 判断能力が十分でない障がいのある人を狙った詐欺などの犯罪が多い
- 4 医療機関や福祉施設において劣悪な扱いや虐待をする
- 5 建物の階段や道路の段差など、外出先での不便が多い
- 6 店や施設の利用、乗車など、サービスの提供を拒否する
- 7 障がいのあるなしによって、受けることのできる情報に大きな差がある
- 8 じろじろ見たり、避けたりする
- 9 結婚に周囲が反対する
- 10 その他 ()
- 11 特に問題はない
- 12 わからない

問 1 8 障がいのある人の人権が守られるためには、どのようなことが特に必要だと思えますか。(○は3つまで)

- 1 障がいのある人への理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する
- 2 障がいのある人に対する日常生活への合理的配慮(*)を充実する
- 3 障がいのある人が仕事に就く場所や機会をつくる
- 4 障がいのある人に対する虐待などの防止策を徹底する
- 5 ユニバーサルデザインを取り入れた社会環境の整備を進める
- 6 建物の階段や道路の段差を解消するなどバリアフリーを進める
- 7 障がいのある人を狙った犯罪の防止など、障がいのある人の権利や生活を守る制度を充実する
- 8 障がいのある人のための人権相談体制を充実する
- 9 障がいのある人とない人との交流を促進する
- 10 障がい者が積極的に意見を述べる機会を充実する
- 11 その他 ()
- 12 特に必要なことはない
- 13 わからない

(*)合理的配慮：障がい者から何らかの助けを求める意志の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁しょうへきを取り除くために必要な便宣のこと。

障がい者に関する人権について

障がいのある人の社会参加が進んでいますが、いろいろな場面で障壁（バリア）による不利益があることや、障がい者への正しい理解が不足していることによる偏見、差別意識が生じており、障がい者の自立と社会参加が十分ではありません。

平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」により、不当な差別的扱いの禁止や合理的配慮の提供など差別の解消に向けた取組が行われています。また、年齢や性別、障がいの有無、国籍等の違いに関係なく、誰もが使いやすく暮らしやすいまちを目指すユニバーサルデザインのまちづくりを進めることも重要です。

ここまでで半分を経過しました。

もう少しありますので、ご協力をお願いいたします。



高松市人権尊重シンボルマーク

このシンボルマークは「人」の文字をモチーフにのびのびと前向きに歩む姿をデザイン化しております。

【外国人の人権】

問 1 9 外国人に関する事で、次のような問題があります。人権尊重の視点からみて、どれが特に深刻な問題だと思えますか。
(○は3つまで)

- 1 外国の生活習慣や文化などへの理解が不足しており、地域社会の受入れが十分でない
- 2 就職や仕事の内容、待遇などで、不利な扱いをしている
- 3 店や施設の利用、サービスの提供を拒否する
- 4 アパートなどの住宅への入居が困難である
- 5 じろじろ見たり、避けたりする
- 6 国籍を理由に、結婚に周囲が反対する
- 7 本名を使用することによって差別や不利益を受けることがあるため、やむを得ず通称名を使う人がいる
- 8 災害時に避難所等において不利な扱いを受ける
- 9 偏見による差別的発言・主張(ヘイトスピーチ(*))
- 10 その他()
- 11 特に問題はない
- 12 わからない

(*)ヘイトスピーチ：人種、出身国、民族、宗教など自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて、個人又は集団を攻撃、脅迫、侮辱する発言や行動のこと。

問 2 0 外国人の人権が守られるためには、どのようなことが特に必要だと思えますか。(○は3つまで)

- 1 国際理解・国際協調・多文化共生の関心を深める
- 2 適正な労働環境を確保する
- 3 外国人のための人権相談体制を充実する
- 4 外国人が安心して生活できるように、外国語でも情報提供する
- 5 外国人に対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する
- 6 その他()
- 7 特に必要なことはない
- 8 わからない

外国人に関する人権について

高松市には、67カ国4,675人(2022年3月末現在)の外国の方が在住しています。交流を通じて相互理解を進めていますが、言語・宗教・文化・習慣などへの理解不足から、雇用や日常生活などでトラブルが起きています。

また、平成28年6月3日に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」により、特定の民族や国籍の人々を排斥するヘイトスピーチは減少していますが、国際化する社会では、互いの文化・慣習等を尊重し、理解を深めていくことが重要です。

【ハンセン病回復者の人権】

問 2 1 療養所に入所しているハンセン病回復者が、地域で自立した生活をするために、どのようなことが特にさまたげになるとおもうますか。
(○は3つまで)

- 1 ハンセン病に対して「うつる」、「こわい」などの誤解や偏見がある
- 2 じろじろ見たり、避けたりする
- 3 社会だけでなく家族や親戚もつき合いを拒絶される
- 4 住宅を容易に借りることができない
- 5 宿泊施設や店舗等の利用を拒否、又は不当な扱いをされる
- 6 その他 ()
- 7 特に問題はない
- 8 わからない

問 2 2 ハンセン病回復者の人権が守られるためには、どのようなことが特に必要だとおもうますか。(○は3つまで)

- 1 ハンセン病回復者のための人権相談・支援体制を充実する
- 2 ハンセン病に関する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する
- 3 ハンセン病回復者のプライバシーを保護する
- 4 特に必要なことはない
- 5 その他 ()
- 6 わからない

ハンセン病回復者に関する人権について

ハンセン病は、らい菌に感染することで起こる感染症ですが、感染力は弱く非常に伝染しにくい、また発病することは極めてまれで、治療法も確立しているため、早期に適切な治療を行えば後遺症が残ることもありません。しかし、国の施設入所政策によりハンセン病は恐ろしいというイメージが助長され、患者本人やその家族も差別や偏見の対象とされてきました。

高松市の大島にある国立療養所大島青松園には、ハンセン病回復者39人(令和4年7月1日現在)が生活しています。また、ハンセン病についての正しい理解を深めてもらうよう、施設での医学的な説明や入所者自らが体験の語り部となる現地学習等の活動を通して療養所内外との交流が行われています。

令和元年6月には、患者・元患者の家族が偏見や差別の被害等を訴えた「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」に対し、国の責任を認める判決が出され、患者・元患者とその家族が苦痛と苦難を強いられてきたことに対し、政府としての深い反省とお詫びが示されるとともに、新たな補償の措置が講じられることとなりました。

【インターネットによる人権侵害】

問 2 5 インターネットを悪用した人権侵害で、次のような問題があります。人権尊重の視点からみて、どれが特に深刻な問題だと思えますか。（○は3つまで）

- 1 他人を誹謗中傷・信用失墜・名誉毀損等する表現や差別を助長する表現など人権を侵害する情報を掲載すること
- 2 特定の地域の写真や動画、地名などを同和地区であるとして掲載すること
- 3 出会い系サイト・アプリなど犯罪を誘発する場となっていること
- 4 捜査対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること
- 5 リベンジポルノが存在すること
- 6 児童ポルノ(*)が存在すること
- 7 個人情報流出などの問題が多く発生していること
- 8 その他（)
- 9 特に問題はない
- 10 わからない

(*) 児童ポルノ：18歳未満の児童の性的な画像や動画を許可なく公開・拡散する行為。

問 2 6 インターネットでの人権が守られるためには、どのようなことが特に必要だと思えますか。（○は3つまで）

- 1 インターネット利用者やプロバイダ(*)等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
- 2 プロバイダや掲示板等の管理者に対して、情報の停止・削除を求める
- 3 インターネットにより人権侵害を受けた人のための相談体制を充実する
- 4 「表現の自由」にも関わる問題であり、規制すべきでない
- 5 その他（)
- 6 特に必要なことはない
- 7 わからない

(*)プロバイダ：インターネットに接続する通信回線を提供する事業者

インターネットによる人権侵害について

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷や名誉棄損、差別を助長する表現等の掲載が多く存在しています。国においては、このインターネット上の誹謗中傷対策として、「侮辱罪」の法定刑を引き上げ厳罰化し、「1年以下の懲役・禁錮または30万円以下の罰金」が追加されるなど、改正刑法が令和4年7月7日に施行されました。

【新型コロナウイルス感染者等の人権】

問 2 7 新型コロナウイルス感染者等に関する事で、次のような問題があります。人権尊重の視点からみて、どれが特に深刻な問題だと思いますか。（○は3つまで）

- 1 感染した人やその家族が誹謗中傷^{ひぼう}をされること
- 2 感染した人の家族や関係者が、正当な理由なく出社や登校を拒否されること
- 3 感染した人の情報をSNS等のインターネットに掲載されること
- 4 医療従事者や配送業者等の社会機能の維持に不可欠な業務に従事する人が誹謗中傷^{ひぼう}をされること
- 5 感染拡大地域からの来訪者や出身者が嫌がらせをされること
- 6 コロナワクチンの接種を強制することや接種しない人が不当な扱いをされること
- 7 その他（ ）
- 8 特に問題はない
- 9 わからない

問 2 8 新型コロナウイルス感染者等の人権が守られるためには、どのようなことが特に必要だと思いますか。（○は3つまで）

- 1 市民一人一人が感染症に対する正しい理解と認識を深める
- 2 感染者等のプライバシー保護を徹底する
- 3 感染者等のための人権相談体制を充実する
- 4 偏見や差別をなくすための広報・啓発活動を行う
- 5 企業などにおいて人権意識を高める取組を推進する
- 6 学校などにおいて、正しい知識や感染者等の人権についての教育を充実する
- 7 SNSやホームページ等で不確かな情報が流れないように規制する
- 8 その他（ ）
- 9 特に必要なことはない
- 10 わからない

【人権尊重社会実現への取組】

問 2 9 人権に関する講演会などへ参加したことがありますか。

- 1 ある → 問 2 9 - 1、2 へ
- 2 ない → 問 2 9 - 3 へ

問 2 9 - 1 問 2 9 で 1 を選ばれた方にお尋ねします。
これまでに参加した講演会などは、どちらの主催でしたか。
(○はいくつでも)

- 1 国、県、市主催の講演会・研修会
- 2 学校や P T A、教育委員会主催の講演会・研修会
- 3 自治会・婦人会等の主催の講演会・研修会
- 4 会社や労働組合等での研修会
- 5 その他 ()

問 2 9 - 2 問 2 9 で 1 を選ばれた方にお尋ねします。
講演会や研修会に参加して、どのような印象や感想を持ちましたか。(○は 1 つだけ)

- 1 人権問題を解決するためにも自分も何かしたいと思った
- 2 よく理解でき、人権の大切さがわかった
- 3 理解できたが、自分に関係のないことだと思った
- 4 このようなことをしても人権侵害はなくならないと思った
- 5 内容が難しすぎてよくわからなかった
- 6 その他 ()

問 2 9 - 3 問 2 9 で 2 を選ばれた方にお尋ねします。
どのような理由から参加しませんでしたか。(○は 1 つだけ)

- 1 講演などが開かれていることを知らなかった
- 2 人権問題のことは、よく知っている(参加するまでもないと思う)
- 3 参加しようと思ったが、やむをえない事情のため参加できなかった
- 4 人権問題に関心がない
- 5 覚えていない
- 6 その他 ()

問 29 - 4 みなさんにお尋ねします。

今後どのような内容の講演会等であれば参加したいと思いま
すか（○はいくつでも）

- 1 暮らしの中の身近な人権問題
- 2 人権問題の歴史
- 3 人権問題に関する法制度
- 4 人権啓発の現状
- 5 人権問題解決の取組事例
- 6 情報ネットワークと人権
- 7 職場で取り組む人権
- 8 企業活動と人権問題
- 9 学校における人権教育
- 10 世界の人権問題
- 11 その他（)

問 30 人権尊重の社会を実現するために、今後、高松市は、どのような
広報・啓発活動に力を入れるべきだと思いますか。

（○はいくつでも）

- 1 テレビ・ラジオ
- 2 新聞広告や記事
- 3 市の広報紙
- 4 映画・ビデオ
- 5 パンフレット・ポスター
- 6 ホームページ・Eメール・ツイッター（SNS）など
- 7 講演会や講義形式の研修会・学習会
- 8 ワークショップ形式（専門家を交えた少人数の討議・活動）の
研修会・学習会
- 9 相互の理解を深めるための交流会
- 10 障がいのある人や高齢者などの疑似体験会
- 11 人権問題に関する小説・作文・標語などの募集
- 12 人権問題をテーマとしたイベント（講演会・コンサート・パ
ネル展示などを複合的に実施）
- 13 その他（)
- 14 わからない

問 3 1 人権に関する高松市の条例などをどの程度知っていますか。
 (○はそれぞれ1つだけ)

	内容も 多少は 知って いる	聞いた ことが ある	まっ た く 知 ら な い
① たかまつ人権尊重都市宣言 (平成5年3月24日)			
② 高松市人権擁護に関する条例 (平成7年9月28日)			
③ 高松市人権教育・啓発に関する基本指針 (平成16年4月策定、平成28年3月見直し)			

問 3 2 人権擁護委員の活動について、あなたが知っていることを選んで
 ください。(○はいくつでも)

- 1 相談活動
- 2 啓発・広報活動
- 3 救済活動
- 4 人権擁護委員という言葉は聞いたことがあるが、活動の内容については知らない
- 5 人権擁護委員という言葉も聞いたことがない(知らない)

人権擁護委員について

高松市には、人権擁護委員が42名(令和4年7月1日時点)おり、次の活動をしています。

- 1 相談活動(面接相談・電話相談・インターネット相談・手紙相談)
- 2 啓発・広報活動(人権フェスティバルによる啓発、保育所・幼稚園、小・中学校における人権教室の実施、小学校における人権啓発標語コンテスト、人権の花運動、中学校を対象とした人権作文コンテスト、一般企業における人権啓発)
- 3 救済活動(人権侵犯に関する救済活動、通報・報告などによる適切な救済活動)

* 人権擁護委員の方々は「高松法務局人権擁護部」に交代で常駐しているほか、地域のコミュニティセンターなどで相談を受け付けています。



高松市人権尊重シンボルマーク

このシンボルマークは「人」の文字をモチーフにのびのびと前向きに歩む姿をデザイン化しております。

